



令和6年5月16日（木）第2号

## あいさつと笑顔があふれる学校 ～PTAあいさつ運動を行いました～

仁方中学校PTAの皆様には、毎月2回、生徒の登校時にあいさつ運動をしていただいております。5月15日（水）は、3年生の教養部と執行部の皆様に来校していただきました。生徒の皆さんには、下足棟の前に引かれた白線で立ち止まってあいさつしてくれます。また、朝のあいさつだけでなく、校内ですれ違う時にも気持ちの良いあいさつ、レベル4のあいさつを目指しています。

あいさつ一つだけでも、大変うれしい気持ちになるのですが、あいさつに加えて、ちょっとした会話もできると更にうれしくなります。これからも、授業、部活動、休憩時間などT P O【Time（時間）、Place（場所）、Occasion（場面）】に応じた言動ができ、あいさつと笑顔あふれる楽しい学校生活を送っていきましょう。

PTAの皆様、今後もあいさつ運動の御協力、よろしくお願ひいたします。

あいさつ 日本一を目指そう			
レベル別のあいさつ(Level 4)			
4	立ち止まり	大きな声で	自分から 見て 笑顔で
3	立ち止まり	大きな声で	自分から
2	立ち止まり	大きな声で	
1	立ち止まり		Level up !!



## 「生徒指導規程」「仁方中学校いじめ防止基本方針」「的確な警察との連携」について

## 1 「生徒指導規程」について

「生徒指導規程」とは、いわゆる校則と呼ばれるものです。本校では、一般社会や教育環境の状況及び生徒のニーズ等に応じて、見直しを行っております。また、生徒総会では生徒の皆さんの意見を集約し、より良い学校生活ができないことを目指しています。

## 2 「仁方中学校いじめ防止基本方針」について

2012年、滋賀県大津市で中2いじめ自殺事件が発覚し、大きくマスコミに取り上げられたことがきっかけとなり、2013年「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律では、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

また、この法律を受けて、本校では「仁方中学校いじめ防止基本方針」を設定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応するための具体的な取組を示しています。

今後も、「いじめ0」を目指して、「いじめ撲滅キャンペーン」などの取組を更に推進し、「いじめは絶対に許さない」仁方中学校を目指してまいります。

### ③ 「的確な警察連携」について

文部科学省は、いじめと称される様々な行為は警察への相談や通報が必要な触法行為であり、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等を行うよう通知しています。呉市内の各小中学校では、パンフレットを配付し説明しています。また、いじめだけでなく、暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物破損）についても、的確に警察連携することも求められています。問題行動が生起しないよう、生徒の心に寄り添った指導・支援を継続してまいります。すべての生徒及び教職員が安心・安全な生活を送ることができる仁方中学校を目指しています。

## 4 学校ホームページでの情報提供について

「生徒指導規程」、「仁方中学校いじめ防止基本方針」などは、本校の学校ホームページにアップしています。是非、ご覧ください。

